破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４４号
長野県上田市上野298番地10
債務者　熊井すみ子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５２号
長野県上田市上田原1676番地１　エルシャトーＢ202号、前住所長野県上田市御所167番地６
債務者　西入　芳明
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５３号
長野県上田市真田町長7300番地39
債務者　三井奈都恵
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５７号
長野県上田市蒼久保104番地２
債務者　松澤　恒男
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１５号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目18―18
債務者　猪俣文咲子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
神戸市西区宮下１丁目20―20
債務者　三輪　倫裕
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県宝塚市安倉中１丁目12―29レオパレスネクスト202、旧住所神戸市西区玉津町高津橋134―１マッティーナ神戸１番館Ｆ－１
債務者　堂本　達男
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県明石市大久保町森田61―105
債務者　浅野　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
兵庫県明石市二見町福里563―33、旧住所神戸市長田区菅原通３丁目204―５―101
債務者　春尾　　竜
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
神戸市西区玉津町居住270―304
債務者　竹田　優子（旧姓澤）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
兵庫県明石市二見町福里36－３－402
債務者　古山　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
神戸市西区竹の台２丁目16－４－１－406
債務者　的場　幹子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
兵庫県明石市硯町２丁目５－１－308号
債務者　南川　昌子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住７棟101号
債務者　池北ミチ子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
山口県下関市熊野町３丁目２番12―404号アーデント熊野
債務者　吉永　秀信
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
山口県下関市熊野町３丁目２番12―404号アーデント熊野
債務者　吉永　玉美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
山口県下関市豊田町大字殿敷2597番地、前住所山口県下関市豊田町大字殿敷1649番地８
債務者　中村　正二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係